

茨城県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成 20 年 2 月 15 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合財政の健全な運営に資するため、茨城県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。